

石川運輸支局検査整備保安部門

特定記録等事務代行者の手続き等について

1. 検査標章の配付について

(1) 検査標章の配付

検査標章の配付を受ける際は、石川運輸支局検査整備保安部門（支局 5 番窓口）に以下の書類を提出し、配付を受けてください。

- ・ 検査標章配付申請書兼受領書（様式 1）
- ・ 委託書の写し
- ・ 検査標章授受出納簿（様式 2）の写し（初回申請時は不要）

※ 各様式は、石川運輸支局ホームページからも入手できます。

(2) 検査標章の出納の記録

特定記録等事務代行者は、事業場において紛失、盗難等がないように厳重に検査標章を保管するとともに、検査標章授受出納簿（事業者用）により、検査標章の出納状況（交付、き損、紛失等）を明らかにしておく必要があります。

- ・ 検査標章授受出納簿（様式 2）

(3) 検査標章の紛失届

保管中の検査標章を紛失した場合には、直ちに届出をしてください。

- ・ 検査標章紛失届出書（様式 4）

2. 標識の掲示について

事業場において、公衆の見易いように下記の様式の標識を掲げてください。

特定記録等事務代行者		↑ 10センチメートル ↓
氏名又は名称		
委託をした運輸支局長 及び運輸監理部長 (法第七十四条の規定 の適用があるときは、 軽自動車検査協会)		
← 40センチメートル →		

3. 委託後の手続きについて

特定記録等事務代行者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、手続きを行う必要があります。

- ・ 事業場の位置の変更（概ね30日前まで）
- ・ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名（概ね7日前まで）
- ・ 事業場の名称（概ね7日前まで）
- ・ 特定記録等事務責任者の氏名（概ね7日前まで）

特定記録等事務代行変更申請・変更届出書（別記様式4）に変更事項を記載の上、石川運輸支局検査整備保安部門（支局5番窓口）へ提出してください。

（別記様式4）は、石川運輸支局ホームページから入手できます。

また、委託業務の廃止をしようとするときも手続きを行う必要があります。（概ね7日前まで）

【参考】

道路運送車両法 抜粋

（継続検査に係る自動車検査証への記録等に関する事務の委託）

第七十四条の五 国土交通大臣は、国土交通省令で定めるところにより、第六十二条第二項の規定による自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに第六十六条第二項の規定による検査標章の交付に関する事務（継続検査の結果の判定その他国土交通省令で定める事務を除く。）を国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができる。

2 前項の規定による委託を受けた者（次項及び第百条第一項第八号において「特定記録等事務代行者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 第六十二条第二項の規定により自動車検査証の返付を受けるべき者の請求がある場合において、災害その他やむを得ない事由がないのに当該自動車検査証への記録をせず、若しくはこれを返付せず、又は検査標章を交付しないこと。

二 前号に規定する場合において、当該自動車検査証以外の自動車検査証への記録をし、若しくは同号の者以外の者に自動車検査証を返付し、又は同号の者以外の者に検査標章を交付すること。

3 第二十八条第一項及び第二十八条の二第一項の規定は、特定記録等事務代行者が自動車検査証への記録及び自動車検査証の返付並びに検査標章の交付に関する事務を行う場合について準用する。